

白川町地域資源価値向上・活用促進事業支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月

岐阜県白川町

1 目的

地域に根差して受け継がれてきた在来種、郷土料理、食文化、生産者の知恵や営み等を地域固有の文化資源として捉え、その価値を記録・可視化し、料理人、生活者、地域事業者、クリエイター等との新たなつながりを創出するとともに、地域内外への発信、交流及び地域内での社会実装につなげることにより、次世代へ継承される食文化と地域経済の循環を形成を推進し、もって持続可能なまちづくりを目指すことを目的とする。

この要領は、白川町内の地域資源の価値向上・活用促進のための取り組みを効率的かつ効果的に実施するため、本町に最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施に必要な事項を示したものである。

2 業務概要

(1)業務名称

白川町地域資源価値向上・活用促進事業支援業務

(2)業務内容

別紙1「白川町地域資源価値向上・活用促進事業支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4)提案上限額

20,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※提案上限額は契約額を保証するものではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は共同企業体等で、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公告の日から契約候補者決定の日までの間、岐阜県及び白川町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (5) 白川町暴力団排除条例(平成24年白川町条例第11号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 本業務を適切に履行するために必要な専門的知見及び実施体制を有すること。
- (7) 本業務を統括する業務責任者を配置し、本町及び関係者との調整を円滑に行うことができること。
- (8) 契約期間中、企画提案及びプレゼンテーションに関与した業務責任者又は主要担当者が継続して業務に関与できること。ただし、本町がやむを得ないと認めた場合を除く。

※同種・類似業務の実績は参加資格の必須要件とはせず、別紙2「評価基準」において提案者の遂行能力を判断する評価項目とする。

※共同企業体等の場合、構成員全てが(1)から(5)までを満たし、共同企業体等全体として(6)から(8)までを満たすこと。

4 共同企業体等による参加

- (1) 共同企業体等は、代表者を定め、代表者が本町との連絡、書類提出、契約協議その他本プロポーザルに関する手続を行うこと。
- (2) 構成員ごとの役割分担及び責任範囲を明確にし、参加申出時に共同企業体等の協定書その他これを確認できる書類を提出すること。
- (3) 同一の事業者が、単独事業者及び共同企業体等の構成員として重複して参加し、又は複数の共同企業体等の構成員として重複して参加することはできない。
- (4) 契約締結後の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があり、本町が業務遂行に支障がないと認めた場合はこの限りでない。
- (5) 構成員間の責任関係及び費用負担は、共同企業体等において明確にすること。

5 欠格要件

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 1申請者につき複数の申請をした場合。
- (2) 申請者、代理人その他の関係者が、選定に関し不当な要求を行い、又は選定委員に個別に接触した場合。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- (4) 提出期限までに所定の書類が揃わなかった場合。
- (5) 提案上限額を超える提案をした場合。
- (6) その他、プロポーザルの公平性又は公正性を損なう行為があったと本町が認めた場合。

6 スケジュール

契約候補者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日等	備考
公告	令和8年9月11日(金)	
質問書受付期限	令和8年9月18日(金)午後5時	
質問への回答	令和8年9月24日(木)	町ホームページ掲載
参加申出書等提出期限	令和8年9月28日(月)午後5時	
企画提案書等提出期限	令和8年10月1日(木)午後5時	必着
プレゼンテーション	令和8年10月7日(水)	
選定結果の通知・公表	令和8年10月上旬	
契約締結	令和8年10月中旬	

7 公募に関する質問事項の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年9月18日 金曜日 午後5時

(2) 質問方法

本要領14に記載する電子メールアドレス宛に、質問書(様式1)を提出すること。口頭又は電話による質問には応じない。

(3) 回答

質問及び回答は、原則として本町ホームページに掲載する。

8 参加申出書の提出等

(1) プロポーザル参加申出書(様式2)

(2) 会社・団体概要(様式3)

(3) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人の場合)

(4) 同種・類似業務実績調書(様式4)

(5) 業務実施体制調書(様式5)

(6) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

(7) 共同企業体等の場合は、協定書、届出書、委任状その他構成員及び役割分担を確認できる書類

提出方法は持参又は郵送(書留等、配達記録が確認できる方法)とし、提出先及び期限は本要領14及び6に定めるところによる。提出書類は返却しない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書提出届(様式7) 9部(正本1部、副本8部)
- ② 企画提案書(任意様式) 9部(正本1部、副本8部)
- ③ 提案見積書(様式8)及び見積内訳書(任意様式) 9部(正本1部、副本8部)

(2) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書には、仕様書に定める業務の目的及び成果領域を踏まえ、次に掲げる事項を記載すること。なお、具体的な実施手法、実施回数、規模、対象、連携先、媒体、制作物等については、提案者の専門的知見、経験及び創意工夫を生かして提案すること。

① 本業務に対する理解及び基本方針

本業務の目的、背景及び白川町の地域特性をどのように捉え、地域資源の価値向上及び活用促進をどのような考え方で実現するかを記載すること。

② 事業全体の企画及び実施方針

事業全体のコンセプト、企画の特徴及び各取組を相互に関連付ける考え方を示すとともに、本業務によってどのような成果を生み出すことを目指すかを記載すること。

③ 地域資源の調査及び価値の可視化に関する提案

対象とする地域資源の考え方、調査・把握の方法、その背景、特徴、担い手、物語等の価値を整理・可視化する方法について記載すること。

④ 地域資源の価値向上及び新たな活用に関する提案

地域資源が有する既存の価値を尊重しつつ、その魅力や活用可能性を高めるための具体的な考え方及び取組内容を記載すること。

⑤ 地域内外への情報発信及び交流・関係形成に関する提案

地域資源の価値を効果的に伝える対象、発信方法及び交流・関係形成の方法並びに、それらを継続的な認知及び関係づくりにつなげる考え方を記載すること。

⑥ 地域との協働及び地域への還元に関する提案

町内の生産者、事業者、住民その他の関係者の参画方法、既存の地域活動及び事業者との連携・共存への配慮並びに、事業を通じて得られた知見、ノウハウ、関係性等を地域に蓄積・還元する方法を記載すること。

⑦ 地域内での活用及び社会実装に関する提案

地域資源の価値向上を、地域内での活用、消費、流通、販売、交流その他の具体的な活動につなげるための考え方、実証方法及び次年度以降の展開について記載すること。

⑧成果の記録・アーカイブ及び活用に関する提案

本業務で得られた地域資源に関する情報、記録、制作物、知見等をどのように整理し、事業終了後も本町及び地域が活用できる形で残すかを記載すること。媒体及び制作物の種類は提案者の提案によるものとする。

⑨実施体制及び業務遂行能力

業務責任者及び主要担当者、役割分担、専門性並びに必要なに応じて連携する事業者、専門人材等を含む実施体制を記載すること。また、本業務の遂行能力を判断する参考として、同種又は類似業務の実績がある場合は、その内容及び成果を記載すること。

⑩実施工程及び事業管理

契約締結から業務完了までの工程、各取組の実施時期、本町及び関係者との協議・調整方法、進捗管理、品質管理並びに想定されるリスクへの対応方法を記載すること。

⑪成果指標及び効果検証

本業務の目的及び提案内容を踏まえ、成果を把握するために適当と考える成果指標（KPI）及びその把握・検証方法を提案すること。

⑫事業終了後の継続・発展に関する提案

本業務の成果を令和 9 年度以降に継続・発展させるための考え方、地域側の実施体制、役割分担、財源又は事業化の可能性等について記載すること。

⑬提案見積額及び費用内訳

提案する業務内容に対応した見積額及び費目別の内訳を示し、主要な経費について積算の考え方が確認できるよう記載すること。

なお、企画提案に当たっては、特定の企業、団体、人物、媒体、事業モデル、既存ネットワーク又は特定の実施手法の活用を前提としない。提案者は、仕様書に定める目的及び成果領域を達成するため、自らの専門性及び創意工夫を生かした実施方法を提案すること。

(3)提出後の取扱い

- ① 企画提案書等は契約候補者選定以外の目的に使用しない。ただし、審査及び結果公表に必要な範囲で複製又は使用することがある。
- ② 提出後の差替え、訂正及び再提出は、本町が認めた場合を除き認めない。
- ③ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本町は審査及び結果公表に必要な範囲で利用できるものとする。
- ④ 第三者の権利を使用したことにより生じる責任は提案者が負う。

10 審査(プレゼンテーション)

参加資格を満たし、企画提案書等を提出した者を対象に、選定委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。詳細は対象者に別途通知する。

- (1) 実施日 令和8年10月7日(水)
- (2) 実施場所 白川町役場第1会議室
- (3) 実施時間 1提案者30分程度(説明20分、質疑応答10分を標準とする。)
- (4) 出席者 1提案者4名以内とし、原則として業務責任者又は主要担当者が出席すること。
- (5) 審査順 企画提案書の受付順等により本町が決定する。
- (6) プレゼンテーションは提出済み企画提案書の説明及び補足を目的とし、新たな提案への差替えは認めない。

11 選定方法及び審査基準

(1)選定方法

提出書類及びプレゼンテーションについて、選定委員が別紙2「評価基準」に基づき評価・採点する。各選定委員の合計点の総和を得点とし、最も高い得点を得た提案者を契約候補者として選定する。

契約候補者となるためには、各選定委員の平均点が満点の60%以上であることを要する。参加者が1者の場合も同様とし、最低基準点に達しない場合は契約候補者として選定しない。

最高得点者が複数の場合は、「企画内容・実現性・地域協働・社会実装」の合計評価点が高い者を上位とし、なお同点の場合は価格点が高い者を上位とする。それでも同点の場合は選定委員会の合議により決定する。

審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2)選定結果の通知及び公表

選定結果は参加者全員に書面で通知するとともに、本町ホームページにおいて契約候補者名、評価結果その他本町が必要と認める事項を公表する。

12 契約の締結

本プロポーザルは契約候補者を選定するものであり、契約そのものを決定するものではない。契約候補者と本町は、企画提案内容を基礎として業務内容、実施方法、成果物、契約金額その他必要な事項を協議し、仕様を確定した上で、地方自治法、地方自治法施行令、白川町契約規則その他関係法令・規程に基づき委託契約を締結する。

契約候補者が辞退した場合、参加資格を欠くことが判明した場合、契約協議が不調となった場合その他契約締結が困難となった場合は、次順位者と協議することがある。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 参加申出書の提出をもって、本要領及び仕様書の内容を承諾したものとみなす。
- (3) 参加申出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式9)を提出すること。
- (4) 本町は、やむを得ない事情が生じた場合、プロポーザルを中止し、延期し、又は内容を変更することができる。
- (5) 契約及び支払等は、白川町契約規則その他関係規程による。
- (6) 本要領に定めのない事項は、本町が別に定める。

14 連絡先及び提出先

岐阜県加茂郡白川町河岐1705番地2(〒509-1192)

白川町役場 振興課 魅力発信係

電話:0574-70-1316

電子メール:miryoku@town.shirakawa.lg.jp